

## 申請にあたり、ご提出いただく書類について(立入審査のポイント)

認証審査の受審には、以下の提出書類が必要です。

書式NO	封筒に入れたらチェック	提出書類	必要事項の記入方法・審査のポイント
様式1	<input type="checkbox"/>	認証受審申請用紙 (1店舗用)	①1店舗運営の場合は様式1に必要事項を記入のうえ店舗平面図(写し)または店舗見取り図を、手書きのうえ提出 ②様式2(複数店舗用)の提出は不要 ③個人情報管理責任者を任命・選出し記載(必須) ④防火管理者を設置する義務がある場合は記載 ⑤消費者相談担当者(窓口)の任命・選出(必須)
様式2	<input type="checkbox"/>	認証受審申請用紙 (複数店舗用)	①1店舗運営の場合はこの用紙の添付は不要です。 ②各店舗平面図(写し)または各店舗見取り図を手書きのうえ提出 ③個人情報管理責任者を任命・選出し記載(必須) ④防火管理者を設置する義務がある場合は記載 ⑤消費者相談担当者(窓口)の任命・選出(必須)
様式3	<input type="checkbox"/>	認証申請誓約書	認証誓約書の事項を読み認証にあつての誓約をする。
様式3-1	<input type="checkbox"/>	審査事前(内部監査) チェックシート	審査事前シートも審査の指標となりますので、正確に記載して下さい。
様式4	<input type="checkbox"/>	個人情報管理チェックシート	①全ての該当項目にチェックしているか確認 ②個人情報管理者を任命し改善出来る部分は改善されているか審査
		立入審査ポイント	顧客・患者様の個人情報管理がしっかりされているか。パソコンなどにはセキュリティーパスワードを入力するなどの対応がとられているか。従業員の個人情報取り扱いについての意識は高い等をチェックして行きます。
様式5	<input type="checkbox"/>	防火管理チェックシート	全ての該当項目にチェックしてあるか確認また、防火管理者の設置義務がある場合は氏名を記載
		立入審査ポイント	非常時の際に顧客、患者様の避難誘導や安全が守られているか、法的な届出、書類管理が、されているかをチェック致します。
様式6	<input type="checkbox"/>	医療機器・施術機器保守点検・ 安全使用体制点検シート(店舗 ごと制作)	①医療機器・施術機器がなければ提出不要(単なるベットなど) ②すべての該当項目にチェックされているか確認 ③様式6提出の場合は様式7を提出の事
		立入審査ポイント	医療機器がしっかり管理されているか、保守されているかチェック。各店舗ごとに保守管理に関する書類を綴り、まとめておく事。過去1年分の資料を求めます。
様式7	<input type="checkbox"/>	機器別チェックシート(店舗名を 明記し店舗ごとにまとめる)	①全ての該当項目にチェックしているか確認 ②施設にある施術機器に対して必要枚数印刷し1枚ずつ必要事項を記入し使用する事
		立入審査ポイント	現状の機器の状態を報告し、不備であれば対応する。必要であれば機器メーカーに問い合わせ、対応し故障箇所をなおす事。
様式8	<input type="checkbox"/>	感染性廃棄物適正処理チェック シート (医 業・歯科のみ)	①該当事項の有無確認
		立入審査ポイント	①感染性廃棄物はしるべき処理をされているのかの確認。 ②委託業者を使用であれば、マニフェストはしっかりファイリングされているかの確認 ③適正処理の確認
9	<input type="checkbox"/>	法人登記簿謄本	①個人経営の場合は代表者の住民票原本 ②発行3ヶ月以内のもの
10	<input type="checkbox"/>	お客さまや患者さまに渡す 書類関係	①申込書、契約書、合意書、未成年契約書 ②店舗ごとに書式が異なる場合は各店舗ごとにまとめて提出
		立入審査ポイント	現在使用している書式に不備がないか、商取引上問題がないか機構審査員がチェック致します。また、コース・クーリングオフ、返金規程などの事項が明確か審査致します。必要に応じて、実地検査の際に従業員に説明を求めます。

\* 不備がある場合は受理されませんのでご注意ください。

- この認証申請書類が当機構に届いてから原則3ヶ月以内に立ち入り審査を行います。
- 複数店舗を構える法人はどの店舗に訪問審査するかは訪問の日程連絡までお教えできません。全店舗の整備に努めて下さい。

一 認証書類に関するお問合せ一

一般社団法人日本美容業美容医療審査機構



JBRIS事務局: 認証申請受付係